

# イスラエルの広報外交による国家イメージの変革（中間報告）

—性的マイノリティの人権問題をめぐって—

羽生浩一 文学部広報メディア学科准教授

[プロジェクト報告]

## Converting the Image of Israel through Public Diplomacy: From the Perspective of Human Rights for Sexual Minorities

Koichi HANYU

Associate Professor, School of Letter, Department of Media Studies, Tokai University

Public diplomacy is considered important in present international relations as communication with foreign countries in the public domain to establish a more informative and influential dialogue. It is practiced through a variety of channels and methods ranging from personal contact and media interviews to educational exchanges on the Internet<sup>1</sup>. This study focuses on public diplomacy of Israel and investigates why and how Israel has been trying to convert its national image from a military and religious nation to a democratic and "LGBT friendly" one.

Accepted, Dec. 18, 2013

### 1. 研究の目的

文明研究所の今年度の研究プロジェクトテーマである「対話と共生の理念による新しい社会の構築」について、イスラエルのケースを取り上げて論じる。イスラエルが伝統的な価値観を内包しつつも、90年代から性的マイノリティ（同性愛者）の人権問題に取り組んできた経緯と実態を調べ、さらにその成果を広報外交活動で利用していることに注目し、次の三つの課題を明らかにする。

- (1) 同性愛の合法化の実現：イスラエル政府がユダヤ教でタブーとされてきた同性愛をなぜ合法化したのか。歴史的経緯を踏まえて明らかにする。
- (2) 同性婚および同性愛の家族の合法化の議論：イスラエル政府が異性婚と同様の法的権利を同性愛者に与えるため、そして同性愛者の子どもを認知するためにどのような議論が行われ、成果を得て来たのかを明らかにする。
- (3) “人権推進国”としてのナショナルブランディング：さらに、この性的マイノリティに対する権利擁護をナショナルブランディング（広報外交）の一環として推進、宣伝する意味、目的とはなにかを明らかにする。

### 2. 研究の背景

ユダヤ教またはイスラム教においては、性的マイノリティの同性愛はタブーであり、イスラム教を信仰する国や地域の多くでは今日も死刑の対象となる。さらに社会的通念として同性愛に対する偏見や差別も依然存在する。しかしそうしたなか、なぜ1988年にそうした文化背景を根強く保ち続けているイスラエルは同性愛者の権利を認め、さらに依然同性婚を法的には認めないまでも、婚姻とほぼ同様な法的権利を与えるようになったのか。どのような議論があり、障壁を超えてきたのか、そしてさらにそれをイスラエル政府がナショナルブランディングとしての広報外交戦略のひとつとして利用するようになったのか、などの論点から考察を深めて行く。イスラエルの広報外交と性的マイノリティの人権問題を結びつける包括的な研究はないため、この研究は先駆的な取り組みとなる。先行研究としてはユダヤ文化と同性愛の問題については、イスラエルではアミット・カーマらの研究が知られており、欧米でも宗教と性的問題、および人権の視点から捉える同性愛についての研究は数多くなされているので比較考察として援用する。また、イスラエルの広報外交についてはイスラエルの広報外交研究の第一人者のエイタン・ギルボアらの一連の研究などを参照し、さらにイスラエル外務省の取り組みについて文献及びヒアリング調査を行う。本研究に関わる状況背景として、過去四十年余りの間で、WHOが同性愛を病気ではないと再定義し、欧米各国を中心に合法化が

進み、伝統文化や宗教の教義をこえた同性愛者への権利擁護の動きがあり、さらに近年国連の人権委員会でのLGBT権利擁護に積極的な動きが顕著に見られることも視野に入れつつ、研究を進める。

### 3. 研究経過

この研究の現時点における中間報告、そして今後の展望について述べておく。2013年度の文明研究所のテーマに採択され、研究の基本となる文献調査および現地でのヒアリング調査を秋（10月27日～11月2日）に行なった。今後さらにユダヤの歴史、社会史およびシオニズムさらにイスラエルの性的マイノリティの人権問題についての文献を調べるとともに、イスラエル国家樹立と存続の根本原理である民主主義についての論考も行う。2013年12月現在、同性婚の法制化および同性愛者のカップルの子ども（代理母出産または人工授精等）に対して異性婚と同様の税制措置を認めるかなどの議論がイスラエル国会（クネセット）で行われており、こうした動きにも注目しながら、来年度に向けて研究をまとめて行く。

### 4. これまでの研究成果

#### 4-1 イスラエルの同性愛合法化の実現

##### ・ユダヤの歴史と宗教における同性愛

同性愛を容認しないユダヤ教の国、イスラエルで同性愛が合法化されるのは1988年である。この実現に至るまでには、いくつかのイスラエルならではの障壁が存在した。まず宗教文化的側面としては、旧約聖書で生殖を伴わない性行為を禁じる記述が根拠となっており（レビ記18章22節、20章13節）、いまなお敬虔なユダヤ教徒やラビは同性愛を認めていない。そうしたユダヤ教の中での解釈をはじめとして、ユダヤ民族の複雑な歴史的経緯、さらに欧州で萌芽した民主主義についての議論、民族主義とユダヤのシオニズムの隆盛などについての考察を踏まえたうえで、第二次世界大戦のホロコーストを超え、「戦後民主主義」の手続きを経て国連の裁定による1948年のイスラエル建国、そしてその後の「民主主義国家」としてのイスラエルをとらえ直す作業が必要である。イスラエルを民主主義国家と呼ぶことに異論はあるだろうが、元来、民主主義そのものが暴力によって権力の移譲を勝ち取ったイデオロギーであることを歴史的に振り返らなくてはならないだろう。あらためて民主主義という

ものをイスラエルのあり方から問い直していく過程で、民主主義国家における、人権としての同性愛の容認へと至る道筋が明らかになると考えられる。

##### ・欧米における同性愛の合法化（70年代～）

1970年代後半に、国際精神医学会で同性愛は病気ではないと再定義され、80年代に入って欧州各国で同性愛の合法化が広がっていった。この背景として、欧州各国の政教分離も後押ししている。同性愛を犯罪としていたのはキリスト教の影響も強く存在した。イスラエルで同性愛が合法化されるのは88年である。イスラエルはヨーロッパの国ではないが、国家成立の歴史的経緯上、常に欧米の足並に揃えようとする傾向がある。イスラエルでは古来の教義を頑なに守る敬虔なユダヤ教徒は国民の1割程度とされ、6割ほどは生活の中に宗教は取り入れているが、比較的柔軟な世俗主義が占めており、政教分離の傾向を後押ししている。この世俗主義は比較的若い世代に多く、性的マイノリティに対する考え方もリベラルである。また、90年代以降は、同性愛の人権に関する権利獲得の裁判などが社会的に注目され、著名人らがカミングアウトするなど、社会的プレゼンスが増えたことも、社会的受容、支持へとつながった。そうした流れの中で、1993年にはイスラエルは世界で初めて同性愛者の軍人を受け入れることを公に認めた国家となっている。

#### 4-2 同性婚および同性愛家族の合法化の議論

その国家イメージとは異なり、イスラエルは宗教国家ではない。だが、結婚には宗教行政が今日でも大きく介在する。国民は宗教を通してでなければ結婚できない。そして異教徒同士の結婚もできない。しかし「抜け穴」があり、海外で結婚し帰国してから結婚証明書を行政に提出すれば、身分を既婚に変更できる。非ユダヤ教徒、無宗教者らは便宜上このような形で婚姻状態を法的に認めてもらうことになる。同様に同性婚が認められている海外の国で結婚した同性愛者たちは、帰国後申請すれば身分を既婚に変更できる。これは1993年にカナダで結婚したイスラエル人の同性愛者のカップルが、異性愛者たちと同様の便宜を自分たちも享受すべきだと政府を相手に最高裁まで争い、得た成果である。しかし、国内では異性愛者で宗教婚が出来ない人たちと同様に、同性婚はまだ正式に認められていない。この宗教婚のみという

現状に反発する国民も多く、折しも2013年11月から12月にかけて、結婚の多様性を認めるか否か、イスラエル国会で議案が提出され、議論が行われている。もちろんそのなかには同性婚も多様性の議論の中に含まれる。

一方で、ユダヤ文化の「家族と子ども」の伝統は、世俗主義が広まっている中でも根強い。それは、「産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ」(旧約聖書『創世記』第1章28節)にも謳われ、子沢山の家族が多い。出生率は日本のほぼ2倍の2.81人(2008年)で、世界平均の2.56人も上回る。子どもを増やすことを政府は奨励しており、不妊治療は政府が全額負担し、あらゆる生殖医療サービスに政府が費用援助をする世界唯一の国である。同性婚を認めてはいないが、同性愛の親が子どもを持つことも「抜け穴」を利用すれば可能である。現在イスラエル国内には、子どもを持つ同性愛家族が1万人から1万5千人おり(推定)、世界一の規模だという。子どもを希望する同性愛のカップルが利用するのは国外での「代理母出産」である。あっせん業者を通じてインドやタイなどの代理母に子どもを産んでもらうが、一回につき日本円で1000万円以上はかかる。この費用は私費で賄わなくてはならないが、赤ん坊を連れて帰国すれば、法的にはその両親の子どもになる。しかしこれも既存の法律の「抜け穴」を利用した便宜的な措置でしかないため、正当な法的な権利を求めており、同性婚の法整備よりも、子どもの権利を見据えて、同性愛家族の権利としての法整備を優先すべきだという声もある。

#### 4-3 “人権推進国”としてのナショナルブランディング ・「広報外交」の定義について

近年外交や国際交流の舞台で、パブリック・ディプロマシーという言葉が聞かれるようになった。これは「広報外交」とか「公共外交」とかいくつかの訳語があるが、もともとはアメリカでは60年代に生まれた言葉である。冷戦下における情報戦略で繰り広げたアメリカの国家宣伝活動である。世界的に使われるようになったのは、とくに冷戦後、そして9.11後であり、現在ではその意味も「ソフト・パワー」(ジョセフ・ナイ)と呼ばれるなど、今日では、プロパガンダ的な虚実ないまぜの宣伝活動ではなく、“真実の姿”を伝えることによって国家間、国民間の理解を深めていくという概念に移り変わってきている。「真実こそ最良のプロパガンダである」とはそもそ

も、60年代に著名なジャーナリストから米情報局の初代長官に転身したエドワード・マローの言葉である。また「広報外交」とは、ナショナルブランディング(国家ブランディング)とも呼ばれ、日本では“クール・ジャパン”という造語が流行語にもなった。現在では政府の活動だけにとどまらず、民間交流も広く含む。今日の広報外交(Public Diplomacy)の解釈では、「ひとつの政府機関による活動を指すものではなく、ひととひとのコンタクト、公的なものもあるが、ほとんどが非公式ななかで行われている」(ナンシー・スノウ)。イスラエルも近年このような広報外交を活発に行っている。

#### ・イスラエルの広報外交

国際社会におけるイスラエルのイメージは、紛争、テロ、ユダヤ教、保守的といったものであり、そこに民主主義や人権という言葉はまったく相入れないように思われている。だが、世界の平和秩序を護ると公言するアメリカが世界の紛争の当事者たちに軍事資金を提供するなど、ひとつの国にも相反する顔がある。イスラエルは紛争やテロ行為などといったネガティブな国家イメージだけではなく、別のポジティブなイメージをも発信しようという広報外交の試みを行っている。しかしそれは真実に基づいた広報活動でなくてはならない。現在のイスラエルが広報外交上で重視しているのは、まず経済産業上では、過去十年で世界的な規模を持つようになったIT産業の推進、そして国境を超えた投資を呼び込める新しいイノベーションの推進である。次に、国連の人権委員会ではイスラエルが毎年パレスチナ問題に絡んで人権違反を行っているという報告が数多くなされている一方で(2012年度は200件中180件が対イスラエル)、民主主義国家で人権意識の高い国であることをアピールする動きに力を入れていることである。そこで近年注目を浴びているのが国内最大の経済都市、テルアビブを拠点としたLGBTの人権擁護活動の動きであり、国会でもLGBT権利拡大の議論の動きが活発化している。いまやイスラエル政府はテルアビブを国際的にゲイフレンドリーな街としてプロモートし、ゲイツーリズムを6月のゲイパレードの祭典だけで十万人以上の海外からの観光客を呼び寄せるまでに成長させている(2013年)。さらに国内の変革にとどまらず、在外イスラエル大使館が実施する文化交流や広報活動で、現地国のLGBTのパレードやフィルムフェスティバルの支援活動も積極的に行っている。だが、

こうした急進的な動きに対し、海外からは「ピンクウォッシュだ」と批判するむきもある。パレスチナ問題などのネガティブなイメージをこうしたソフトなイメージで洗い流そうとしているというのである。

## 5. 結び

イスラエルがなぜ LGBT の権利擁護を広報外交の宣伝材料ようになったのか。マクロな視点から眺めてみると、戦後民主主義の発展のなかでの国際的な人権意識の高まりと国際世論に敏感なイスラエルの思惑があることが見えてくる。そしてさらに、21 世紀になってからのアメリカの覇権の衰退に伴う、イスラエルへの影響も考察しておきたい。アメリカは過去 30 年にわたって、毎年イスラエルに 30 億ドル (3000 億円) あまりの軍事費の援助を行ってきた。またいわゆる「ユダヤ・ロビー」といわれるアメリカ政府に対して国内のユダヤ人の有力者たちがイスラエルの処遇についてつねに保護者のような目を光らせていることがしばしば指摘されてきた。だが今や、近年のアメリカの国力の衰退、イスラエルと敵対するアラブ諸国の欧米的な民主化の失敗を受け、イスラエルは将来的にアメリカ頼みではもはやいられず、経済的にも、国際政治的にも自立しなくてはならないほど切迫した状況になりつつあることを自覚している。そこで IT 産業に国力を注ぐことで経済力を高め、政治的に世界の多くの国からの支持や協力を得るためには、民主主義国家としてのプレゼンスを高め、かつ人権重視に舵を切るだけでなく、それを国際的に認知してもらう必要がある。しかし、国際政治問題化しているパレスチナ問題では、イスラエルは人権を遵守していないという激しい批判に長年さらされて来ており、そのネガティブなイメージを覆すことは容易ではない。LGBT の権利擁護をイスラエルが国として積極的に取り組もうとする姿は、その意外性も相まって (ソドムとゴモラの旧約聖書の、そして軍事国家で紛争を抱えているユダヤの国が) 国際的なメディアの格好のニュースとなって宣伝され、リベラルで人権を大切に、多様性と共存を重視する国でもあることを、結果としてアピールすることになる。そのニュースを聞いた人が違和感を持つとしても、なぜだろうとイスラエルの事柄に関心を引き起こすのだとすれば、それは広報外交上の成果につながる。しかし私たちが誤解すべきではないのは、単純に国家イメージを良くするために、イスラエルがにわかになっ

ちあげた、ということでは決してない、ということだ。過去二十年にわたる国内の市民による LGBT の権利闘争と裁判によって、権利を勝ち取ってきたのである。いみじくも 90 年代から 00 年代にイスラエルのゲイリブを牽引し、何度も最高裁まで争った元活動家のアミット・カーマは憤る。「私たちは国と最高裁まで争う大変な思いをして、やっと成果を勝ち得た。なぜそこまで争うまえに、国は認めてくれなかったのか。今やその成果を政府は対外的にアピールしているけれど、いどこ取りされたようでだまされた思いだ」と。彼らは自ら勝ち取ってきたという自負がある。今になって政府はその成果を利用している。だが、それは外部から批判されるような「ピンクウォッシュ」ではない、と断言する。「なぜなら、これもイスラエルの真実だから」。真実は最良のプロパガンダである。良いことも悪いこともありのまま伝えること。60 年代にパブリック・ディプロマシーのアイコンとなったエドワード・マローの言葉が蘇る。

イスラエルの、かつては日の目を見ることがなかった性的マイノリティによる革命の成果と、その結果生み出された社会の多様性が、いまや対外的に新しいイスラエルのイメージを醸成しつつある。批判的な見方をすれば、この新しいイメージが軍事国家や紛争などの強面でネガティブなイメージを洗い流すことはなく、国内のユダヤ社会の“内なる”性的多様性への一歩でしかない (仮にパレスチナ人の同性愛者がイスラエルに来たとしても必ずしも受け入れられない)。だが、そこにいま息づいている人々の姿を、生身の人間としてとらえることのできる、イスラエルの別のイメージを伝えていることは事実である。

## 注

1) [http://en.wikipedia.org/wiki/Public\\_diplomacy](http://en.wikipedia.org/wiki/Public_diplomacy)

## 参考文献

- 金子将史、北野充 (2007) 『パブリック・ディプロマシー』 PHP 研究所
- 吉川元、中村覚 (2012) 『中東の予防外交』信山社
- ダン・コンシャーボク、他 (2011) 『パレスチナ・イスラエル紛争史』岩波書店
- Kama, Amit (2008) “From Terra Incognita to Terra Firma” *Journal of Homosexuality* 38:4, 133-164
- Gilboa, Eytan and Shai, Nachman (2010) “Rebuilding Public Diplomacy :The Case of Israel” <http://www.wandrenpd.com/>
- およびイスラエルにおける報道、ヒアリング調査結果等 (2013 年 10 月 27 日～11 月 2 日)